

砂監第18号
平成30年6月1日

砂川市議会議長 飯澤明彦様
砂川市長 善岡雅文様
砂川市教育委員会教育長 高橋豊様

砂川市監査委員 栗井久司
砂川市監査委員 沢田広志

定期監査報告

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき定期監査を執行したので同条第9項の規定によりその結果を報告する。

記

1. 監査の期日及び対象

月 日	対 象
平成30年5月17日	教育委員会 学校給食センター
平成30年5月24日	砂川市土地開発公社

2. 監査の範囲

平成29年度分の財務に関する事務の執行状況を中心に実施した。

3. 監査の方法

各所属長並びに担当係長の出席を求め、所管事務について説明を受け書類、簿冊等の監査を実施した。

4. 監査の結果

監査結果の概要は、次のとおりである。

なお、留意すべき指摘事項については、口頭でその都度指導した。

教育委員会 学校給食センター

●予算経理事務について

調定、収入、支出関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●契約（学校給食運搬業務委託、学校給食パン運搬業務委託、庁舎維持管理業務委託、排気洗浄装置保守点検業務委託、貫流ボイラー保守点検委託、鼠族防除駆除業務委託等）事務について

契約書ほか、関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●諸収入（雑入）収納事務について

調定、収入関係書類により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

●備品管理について

備品台帳により照合の結果、符合していることを認めた。

●書類保存について

関係公簿の整理は、良好に管理保存されていることを認めた。

砂川市土地開発公社

●当会計の監査は、事業経費の執行について重点的に行った。

予算経理事務、契約事務、事業収入及び事業外収入等の収納事務については、関係帳票、預金通帳等により調査した結果、適正に執行されていることを認めた。

また、書類の保存は、良好に管理保存されていることを認めた。